海上千葉氏と香取内海

― 内海をめぐる戦国争乱

Occupation of the Inland Sea (KATORINOUCHIUMI) by Sengoku Lords (UNAKAMICHIBAUZI)

はじめに

るのであった。 海内の湖沼や河川流域に海民 八津」・「北浦四十四津」に代表されるような、 想定される海夫 ついては室町時代の応安七年(二三七四) 海論に位置付けようとするものである。本稿は、戦国時代の香取内海世界を地 戦国時代の香取内海世界を地域史の方法としての香取内 (海民) の地域世界があり、 (川の民) による自治組織が顕在化す 周知のように、香取内海に 0) 近世には 「海夫注文」によって 個別化された香取内 「霞ヶ浦四十

付けて、南常陸と東下総の政治的な一体性と関東足利氏との緊密な博信「常総地域史の展開と構造」がこの地域を「常総地域圏」と名すでに、室町・戦国時代の当該地域の地域史研究としては、佐藤

あったとの仮説に立ち、それを検証したい。る。そうすることで海上千葉氏による領国支配の要は海夫の支配にに学びつつ、海上千葉氏の領国の中核に香取内海下流域を位置付け具体的には、戦国時代の海上千葉氏に関するこれまでの研究成果

神郡としての常陸国鹿島郡は、大化五年(六四九)に、下総国の海豪族名であった。『常陸国風土記』香島郡条によれば、鹿島神宮のもともと「海上」とは、香取内海の一部を意味する地名であり、

鈴木哲雄

SUZUKI Tetsuo

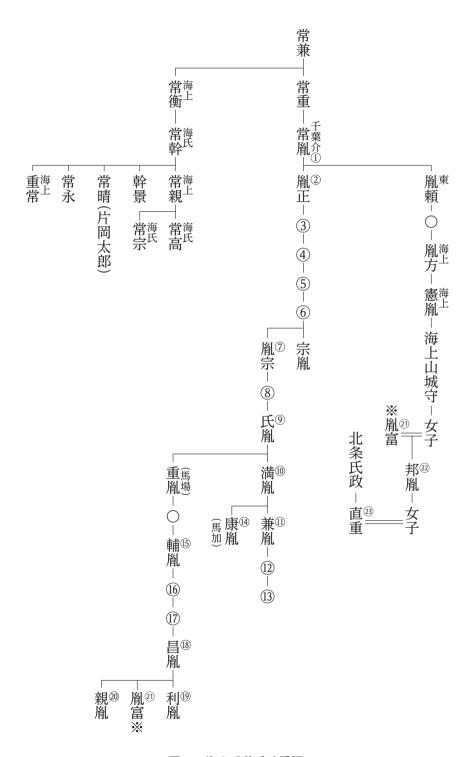


図 1 海上千葉氏略系図



図2 香取内海の地域世界

他田日奉部が下総国海上郡大領などとみえるが、おきだのひまってと考えるべきであろう。古代の諸史以あったと考えるべきであろう。古代の諸史以 Ŀ で常陸国鹿島郡の軽野以南は海上国造の部内にあったのである。 以 氏は千葉氏一族が占めるようになる。 |国造の部内の中心は香取内海の下流域の、 北の五里 の部内軽野以南の を別けて建郡されたという。 里 古代の諸史料には、 と常陸国の那賀国 文字通り 現在の 中世史料での海上 利根川 造 の部 「海上」に 海上国造 を跨 内 寒目 海

井町) 位を継承し、下総千葉氏の本城佐倉城 海下流域を含む下総国海上郡周辺を権力基盤としたまま千葉介の地 兄の利胤の跡を継いだ弟親胤の死去によって、 胤の三男であり、千葉氏 千葉介の千葉胤富である。 譜と海上氏の関係を示したが、 さて図1の の城主となったとされている。 「海上千葉氏略系図」 一族の「海上山城守」の娘に婿入りしたが、 胤富は、十六世紀中頃の人物で千葉介昌 本稿で具体的に検討するのは二一代 に、 (現在の本佐倉城跡。佐倉市・酒々 千葉氏の惣領=千葉介の系 海上氏として香取内

検討した香取内海の船に関する文書が含まれている。 界とを架橋したいと思う 文書を再検討し、 して香取内海下流域を権力基盤とした千葉胤富に関係するこれらの 狭守父子系の家伝文書、 総の流通商人史料として再評価された宮内文書と、 その千葉胤富に関わる史料には、 ねている戦国 の世界と近世の霞ヶ浦四十八津 香取内海世界に位置付けることで、 末期の海上千葉氏の重臣であった原大炊助・同若 原文書がある。 滝川恒昭によって戦国時代の房 両文書には、 北浦四十四津の自 外山信司 十四世紀の 海上千葉氏と 滝川や外山も が検討 治的 海 世

の海上郡一

|崎荘の領主とみえる片岡常春であろう

(図1参照)。

佐竹忠義に同心して謀叛の企てがあると疑われた。

面縛したため、

治承五年 (一一八二) 三月二十七日、

領所下総国に派遣されるとその雑色を

『吾妻鏡』

使者の雑色が常春の

片岡常春は佐竹氏一族と親族関係

(妻が佐竹忠義の娘)

舅

香取内海と内海の領主

中世の海上氏と片岡常春

1

郎)・常晴 のなかの とされている。常衡は「下総国海上郡」に居城し、その子常幹は られる。 上太郎」を称したとあるが、そこで系図は途切れる。 叔父(常胤の祖父平常兼の五男)常衡が なったが、 いで支配圏を有した文字通り海上の民、 鎌倉時代から室町時代の海上氏と同族の木内氏が、 を支配した内海の領主であったことをみておきたい。 はじめにでふれたように、 戦国末期 「千葉系図」には、 その海上国造他田日奉部は下総国海上郡の郡司 「常晴 (片岡太郎)・常永 中世の海上氏は「千葉大系図」によれば、千葉介常胤 0) 海上千葉氏による香取内海支配の前提として、 (片岡太郎)」 常幹の子息に常親 (海上三郎)・重常 が、 古代の海上国造は香取内海下流域を跨 **『吾妻鏡』** 「海上与市」を称したのが最初 海民の首長であったと考え (海上小大夫)・ において源頼朝挙兵時 (海上五郎) 香取内海下 しかし、 幹景 とある。 (大領)と まずは

ある。 他の史料で三崎荘の「加納横根」とみえ、「舟木」も和名抄郷の船の常衡系海上氏の系譜が記載されている。また、所領の「横根」は 海上氏を在地の領主としたものと考えられる。 木郷に関わるであろうから、 にみた常親の子息常高 が没収されたのではなかった。 免しうるものであったし、 氏との共謀ではなく、 返付は取り消されたとみえる。片岡常春の所領没収の理由は、佐竹 によって所帯等を召し放たれている。 そして舟木郷であり、 一十八日には、常春の領所三崎荘は千葉介常胤に与えられたと 舟木、横根」は「元の如く返付せら」れたが、やはり同日に しかし、文治五年三月十日条には、常春の領所等 使者の雑色を傷害し面縛したことにあり、 (海上小大夫太郎)・常宗 (海上小大夫次郎) など 海上郡内の他の村郷は常春以外の常衡系 常衡系海上氏一族のすべての所領・諸職 常春の所領は、三崎荘と同加納の横根 事実、 神代本「千葉系図」には、 そして、 文治元年 (一一八五) 「下総国三 赦 右

上五郎」とみえ、 海上次郎と号す。海上太郎常幹の裔絶をもって此の称号を起こす」 大系図」の注記には、「承久年中下総国海上郡を分与される。 系海上氏の初代となったとされている。 れ、重胤の子息胤方に とともに千葉介常胤から子息の東頼胤、さらに孫の重胤に継承さ !じく胤泰は 結局、 「海上四郎」、 また、 三崎荘と同加納横根 ただし、胤方の弟の胤久は「海上四郎」、 胤景の子息の教胤は 「海上六郎」「海上惣領」とみえる。 行胤が「海上中務丞」「法号理一、 胤方の子息の代にも胤景が 「海上郡」 (横根郷)・舟木郷は、下総国 が譲られることで、胤方が千葉氏 「海上太郎」 海上胤方についての 「横根郷主」 「海上弥次郎」、 同じく胤有は「海 胤泰の子息には 船木と号す」と 東荘など とあり、 「千葉 長胤

総介貞義妻」と記載されている。師胤がおり(神代本「千葉系図」には「筑後守」とある)、娘は「佐竹上

あった。 上」を名乗る在地の領主は常衡系・千葉氏系とも複数存在したので上」を名乗る在地の領主は常岡常春以降も存続したのであり、「海いた。また、常衡系海上氏は片岡常春以降も存続したのであり、「海で支配したわけではなく、庶子を含めて惣領制的な支配がなされて千葉氏系海上氏にしても、海上郡(海上荘あるいは三崎荘)を一系

考えるべきである。 領主の姿が反映したものであろう。片岡常春が属した常衡系海上氏話というわけではなく、古代以来の香取内海に生活する海民とその はもちろんのこと、 浦 は異なるが)の荒磯に素生した海民の長であり、 もの」であり、 妻鏡』にみえる片岡常春のこととされる。『義経記』 第四には、 いる。『義経記』での経春は、 (片岡は、鹿島郡内の地名か)、 常陸国 鹿島の 行方 (本来の鹿島郡と行方郡 常 こうした内海の領主としての片岡経 以前にふれたように、 一を自由に往来した内海の領主であったと想定されている。 春は「常陸の国鹿島の行方といふ荒磯にそせい 源義経の従者として片岡経春なる人物が登場する。 香取内海の行方と浮島を自由に往来したと描かれて 千葉氏系の海上氏も香取内海の領主であったと 室町時代に成立したとされる 下総国海上郡に生まれたのではなく (常) 春の姿は、 香取内海内の では、 全くの作 吾

木内氏と香取内海

2

千葉氏系海上氏と同じく千葉六党の東氏の一族である木内氏に関

湖来市の次 す最初の史料に位置付くものとしている。のだとし、後者を千葉氏一族の木内氏と常総国境地域との関係を示 州になぞらえたものであることなどを指摘している。 条得宗勢力と常総国境地域(香取内海下流域)との関係を伺わせるも 胤長の名が「大施主下総五郎禅門道暁」と刻まれている。前者は北 主体として、得宗の北条高時の名が「大檀那相模禅定崇鑑」、木内 あるのは、 した清拙正澄による賛があり、 また中国 して「鎌 わる史料については、 潮来 一と呼 その銘文には (海夫注文では「いたくの津」) 倉殿御願所」 んだうえで、 海雲山長勝寺の元徳二年 元の臨済宗の高僧で鎌倉末期に鎌倉の円覚寺や建長寺に住 福州に生まれ蘇州に近い杭州で修行した清拙が鎌倉末期 という長勝寺創建の由来が刻まれていること、 「文治元年 まとめて紹介している。木は木村修が香取内海下流域を その賛に () 一八五) の殷賑ぶりを中国の港湾都市蘇 () | | | | | | | | 「客船夜泊 右大将殿時所立也 改鋳の銅鐘銘を検討 木村は、 東部常総国 そして改鋳の 常陸蘇城 まず茨城県 境 _ と そ 地

步

じて、 木内氏と香取内海との関係を強く示唆している。 る存在であった。 香取郡の木内荘を名字の地とする東氏一族の木内氏は鎌倉時代を通 於下総国香取郡木内庄」 大施主 木内氏の初代胤朝は、 木内荘の在地の領主であるとともに、 として古鐘を鋳直し奉納したことは、 鎌倉末期、 東胤頼の子であり、「千葉大系図」 Ļ 常陸国側の潮来の長勝寺に木内胤長が 「此裔…総て下総家と号す」とある。 香取内海とも深く関わ 木村がいうように 」には、 領

11

河 さらに木村が紹介するように、 木内 種徳寺住持伊叟祥訓による根本寺への寄進状およびその関連文 莊小見河 (香取市小見川) 茨城県鹿嶋市宮中の根本寺文書に 0) 住人平氏女 (外畠) 妙珊と小見

> など、 寺に属した尼であったか。 伊叟祥訓は木内氏の外護を受けた種徳寺の住持であり、 が十通 密接な関係にあったと推測している。際した尼であったか。横田は両者を小見川居住の夫婦か近親者 連存在する。 (i) 外畠妙珊は、 木内氏に連なる女性と推測 妙珊も種徳 され、

進は「買寄進 から明応五年 小見川の外畠妙珊と伊叟祥訓とによる鹿島の根本寺 が残されている (表1参照)。 (一四九六) (買得寄進)」と呼ばれるもの の五年の 間に五通の寄進状 で、 延徳四年 (一段歩から) 0) (一四九三) 所 領 0

61 買寄進が信仰上の結びつきを前提とするものであることは間違い 根本寺は臨済宗の寺院であり、 寄進の理由は、 買寄進は合わせて六段大(+「上大坪西方」 種徳寺住持伊叟祥訓 とみてよく、 (弔)」のため、「宝山遠中」や「春谷中公大師」の菩提のためとある。 具体的な検討は割愛するが、 小見川の種徳寺の妙珊・ 「現世安穏・後生善処」 (両者の実体は木内氏か) 小見川の種徳寺も同じ宗派であった 表1にみえる、 祥訓による鹿島の根本寺への p か による鹿島根本寺 「毎日の退転なき御吊 小見川 に及ぶものであ の外畠妙 への ŋ

であったとしているが、 壇越であり、 たうえで、 ける鹿島氏と木内氏との結びつきも想定される。 よる買寄進には鹿島氏が重要な役割 た。 しかし、 鹿島氏は、 妙珊と祥訓は寄進の 表1のB欄での買寄進で明らかなように、 根本寺は鹿島氏の氏寺であった。 を「売買即時寄進型売寄進」 表 1 の 17・18 号に 実際に妙珊・ 仲 :介者_ 「壇方」とあるように根本寺の (B欄の場合は主導) 祥訓の活動を支えてい と理解することを援用 であり、 他方では、 横田は、 小見川の 妙珊 を果たして 世俗にお 村石正行 たの 有徳人 祥 訓に し

き1 外畠妙珊・伊叟祥訓による鹿島根本寺への買寄進(根本寺文書)

	# #	į			- 10		#
۲۱	文書名	年月日	差田	须先	 小在地	内容等	田油
外畠灰	外畠妙珊寄進状	延徳 4 年(1492) 5 月15日	平氏女妙珊	住山明岳首座(根本寺)	神野下庭払田1段	現世安穏・後生善処のため、塙神主中臣則房と西谷 重満の沽券状2通を相副えて。	19号
中田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	中臣則房売券	文明3年(1471)9月日	中臣則房	西谷けんとう三郎	神野下庭払田1段 (年貢600文)	かとの屋敷の改替に直銭8巻貫文に勘定し、永代に 進む。	15号
西谷	西谷重満売券	延徳 4 年 5 月15日	西谷重満	妙珊御方	神野下庭払田1段	直銭6貫文で永代売。塙神主中臣則房の沽券状を相 副えて。	20号
鹿島	鹿島孝幹安堵狀	同上	平(鹿島)孝幹	根本寺	神野下庭掃田1段	塙神主則房重代の地・西谷重満の買取と当知行・妙 珊の買取と根本寺への寄進を保証。	22号
種 記 記 注 類	種徳寺住持伊叟祥 訓并外畠妙珊 寄進状	延徳4年7月25日	木内荘小見河祥 訓·妙珊	住山明岳首座(根本寺)	大船津川端大田1段大 (年貢一貫)	宝山遠中の菩提のため、傔仗則次の売券と壇方の鹿 島孝幹添状を相添えて。	17号
外畠	外畠妙珊寄進状	同上	木内荘小見河住 妙珊	住山明岳首座(根本寺)	神野下御手蔵田1段 (年貢500文)	春谷中公大師の菩提のため、神野行事家吉の売券と 壇方の鹿島孝幹添状を相添えて。	18号
鹿島	鹿島孝幹安堵状	延徳4年7月10日	平(鹿島)孝幹	根本寺	大船津川端大田1段大神野下御手蔵田1段	僚仗則次重代相伝の地/神野行事家吉重代相伝の地。 これらを種徳(祥訓)・妙珊両人が買取り、根本寺に 寄進したことを保証。	21号
伊曼	伊叟祥訓寄進状	明応5年(1496)6月21日	伊叟祥訓	根本寺 明岳首座	行事中西角竹下1段	毎日退転なく御吊(弔)のため。西谷重満より買得。 羽生氏親・西谷重満の沽券状を相副えて。	24号
外畠	外畠妙珊寄進状	明応5年10月2日	妙珊大姉	住山明岳首座(根本寺)	上大坪西方幷2段 (年貢1貫文)	現世安穏・後生善処のため、小別当満久沽券状1通 を添えて。	23号
鹿島	鹿島孝幹安堵状	永正 2 年 (1505) 12月日	(鹿島) 孝幹	根本寺	行事中西角竹下1段 上大坪西方幷2段	西谷重満が羽生氏親より買得/小別当満久の重代相 伝の地。祥訓・妙珊が買取り、根本寺に寄進したことを保証。	25号

*出典は、『茨城県史料 中世Ⅱ』所収「根本寺文書」の番号。 * 『茨城県史料 中世Ⅱ』は、18・19号文書を外畠妙珊寄進状案とする。差出の妙珊に花押(略押)がないためであろうが、妙珊は花押を持たなかったのであり(た だし、23号には略押がある)、18・19号文書は正文と考えられるのではないか。後考を待ちたい。

木内氏であったと考えられる。

関わったのであり、香取内海の領主であったといえよう。木内氏は小見川を中継地としつつ、香取内海での交流・流通に深く 利根川に流れ出る黒部川流域にあたる (図2参照)。 やはり横田が指 文では、 神宮の外港大船津と相対する港湾都市であった。室町時代の海夫注 の入り江が香取内海の本体と接する辺りが小見川で、 摘するように、この流域は古代・中世には大きな入り江であり、 市川上)に移したという(註(13)「木内氏系譜」)。現在の田部や川上は、 を居城としたが、元亨三年(三三三)には胤光が居城を川上 千葉氏一族の木内氏は、「千葉大系図」によれば、 鎌倉時代末までは名字の地の木内荘内の「田部」(香取市田部) 「小見川津」の知行主は千葉氏一族の粟飯原氏であったが、 小見川は鹿島 初代の胤朝以 一(香取 そ

よるものであり、そこには大船津と小見川を結ぶ内海での盛んな交 と伊叟祥訓)とその外護者の木内氏との結びつきは、臨済宗の宗派 |なネットワークとともに香取内海の領主同士の血縁・地縁関係に 鹿島の根本寺とその外護者の鹿島氏、 通があったものと推測できる。 小見川の種徳寺(外畠妙珊

海夫注文と内海の領主

3

る であった。 整理したものである。 「海夫注文」に載る香取内海の海夫が属した津と津の知行主など 海夫と内海の領主について考えておきたい。 内海での盛んな交流 室町時代の香取内海の「海夫注文」から伺うことができ 下総国側の海夫注文は、 ・流通を支えたのは、 津の知行主より上 表2・3は、 海夫 (海民) 連 たち

> 欄がそれを示している。 九月二十七日安富山名連署奉書案の宛先との関係」 の領主毎に発給されており、それを示すものが表2の 郡荘毎に発給されており、 表 3 の 欄である。 郡荘との関係 「応安七年

玉

海上郡と常陸国鹿島郡についてみておきたい。まず下総国海上以前にも同じ検討をしているが、香取内海下流域にあたる下に 津は次の通りであった。 まず下総国海上郡 玉

今泉津 森戸津 飯沼荒野津 (今泉)・笹川津 (森戸)・笹本津 (飯沼)・かきね津 (東六郎)・小見川津 (笹本)・塩川津 (海上)・ 野尻津 (海上)・石出津 (粟原彦二□)

もっとも勇名を揚げる」と注記されている。 下総結城戦場において、 ろう。憲胤の大叔母は「佐竹上総介貞義妻」とあり、憲胤の息子「□ 上)・森戸津(森戸)・笹本津(笹本)・塩川津(海上)の六津とその知 郎入道とは、 行主は海上筑後八郎入道の配下にあったと推定できる。 との関係からは、 七年(一三七四)九月二十七日安富道轍・山名智兼連署奉書案の宛先 る案文に割書きで記載された津の知行主である。 □には、 カッコ内は下総国側の海夫注文をまとめた「海夫注文で総国」 「海上信濃守」とあって、 「千葉大系図」に 飯沼荒野津(飯沼)・かきね津 千葉介兼胤に属し戦功あるなり、 「海上筑後守」とある海上憲胤であ 「応永年中(一三九四~一四二八) (海上)・野尻津 (海 また、 表2の応安 海上筑後八 父憲胤 とあ

にあり、 図 宛先と知行主は同じであった。 同様に石出津 に「東次郎左衛門入道/童名幸満丸」とある東胤家のことであ 笹川津 (石出)・今泉津 (今泉) (東六郎) と小見川津 東次郎左衛門入道とは、 (粟原彦) は東次郎左衛門入道 は右の奉書案の の配

ろう。	表 2 海	夫注文に載る津	(下総国)
千	津名	知 行 主	応安7年9月27日 安富山名連署奉書 案の宛先との関係
葉	飯沼荒野津	飯沼	海上筑後八郎入道
-葉介満習	かきね津	海上	
胤	野尻津	海上	
の丝	森戸津	森戸	
1 <u>次</u> 見	笹本津	笹本	
ع	●塩川津	海上	
の後見とある。	石出津	石出	東次郎左衛門入道
	今泉津	今泉	
東六郎	笹川津	東六郎	東六郎
万郎	小見川津	粟原彦二□	粟飯原彦次郎
は	●たと荒野	大蔵	多田左衛門五郎
東	側高津	大蔵	
東盛義	●えち荒地津	大蔵	
か	●すくい津	中村三郎左□□	千葉介
もし	堀川津	中村三郎左衛門	
れ		内山中務今ハ中沢	
な	●横須賀津	内山中務今ハ□□	
いが	津宮津	中村式部	
14	篠原津	けつさわ	不明
Иh	井戸庭津		不明
	佐原津	中村	千葉介
他方	関戸津	国分与一	国分与一
ペート	岩ヶ崎津	木内	木内七郎兵衛入道
他方、下総国	●中州津	国分三川 一方御料所	国分三河入道
海	神崎津	神崎西□□	神崎安芸次郎
上	●は比定地未詳		

・は比定地未詳

ろう。 輔佐すると記載されている。 (原彦次郎(粟原彦二□) 世代年代が合わない。東六郎家か、 千葉介満胤の後見とある。 は、 粟飯原詮胤か。 東六郎は東盛義かもしれな あるいは東六郎跡の意か。 詮胤にも千葉介満胤を 粟 が、

島氏は、

鹿島郡鹿島郷に住んだ大掾重幹(繁幹)

の子吉田 <u>一</u>八

清幹

その三男政幹は養和元年

以後、

子孫は鎌倉幕府の

御家人

源頼 <u>の</u> 三 の鹿

ち一○津の知行主が鹿島氏であった。ちなみに常陸大掾氏糠賀津 (ならやま)・牛堀津 (鹿島) など二三の津であり、二

一郡の対岸の常陸国鹿島郡の津は、大船

津

(鹿

島

朝から鹿島社総追捕使に補せられ、

となったとされている。

朝期以降には鹿島神宮の総大行事を兼職・相伝した在地の武士であ

鹿島神宮の神官職を取り込んでい

. き、

南北

男成幹が鹿島氏と称し、

さらに笹川津は東氏の支配下にあり、 の三津は海上氏が直接の知行主であった。そして、 にあっ 、配権を強めつつあったのである (図2参照) つまり、 海上氏の支配下にあり、 たわけである。 取 内海 香取内海下流域の河口付近の飯沼荒野津から塩川 の領 主であり、 同じ千葉氏一 香取内海の津々を介して海夫に対する なかでも、 族 小見川津は栗飯原氏の支配下 の海上氏 かきね津と野尻津、 石出津と今泉津、 東氏・ 栗飯原氏 塩川津 津まで

ことが知られている。 内海を含む地域領主として活動し、

室町

'時代中期の実幹

・孝幹・義幹の

頃は、

千葉氏

族との関係も深かっ 鹿島郡を本拠に香取

ことが知られてい

〈出典:『南北朝遺文 関東編』第5巻3723~3726·3736· 3737号〉

表 3 海夫注文に載る津(常陸国)

一交 3 准	大汪又に戦る洋(吊門	至国)
津名	知行主	郡荘との関係
阿波崎津	東条能登入道/一方灘波	東条荘
馬渡津	東条地頭/領家	
福戸津	一方東条能登入道	
飯手津	なし	
大壺津	なし	
古渡津	一方小田/一方吉原	信太荘
広戸津	小田兵部少輔入道	
船子津	小田兵部少輔入道	
安中津	小田	
柏崎津	小田兵部少輔入道	南野荘
嶋崎津	鹿島	鹿島郡
河向津	鹿島	
荒野津	鹿島	
猿小河津	鹿島	
新河津	鹿島	
谷田辺津	明石	
鼻崎津	花崎	
柴崎津	柴崎	
萩原津	萩原	
息栖津	鹿島	
加村津	鹿島	
高浜津	石神	
波田木津	鹿島	
大船津	鹿島	
糠賀津	ならやま	
奈羅毛津	中村	
白鳥(船)津	白鳥	
**牛堀津	鹿島	
懸崎津	津賀	
沼里津	津賀	
当間津	宮ヶ崎	

津 名	知行主	郡荘との関係
宮木崎津	玉造	行方郡
嶋崎津	島崎	
尾宇津	なし	
江崎津	なし	
信方津	なし	
橋門津	小高	
西蓮寺船津	小高	
鎌谷津	なし	
高須津	玉造	
鳴田津	武田	
水原津	小栗越後知行船津	
船子津	小高	
山田津	小高	
平浜津	手賀	
●土古津	なし	
逢賀津	なし	
麻生津	麻生	
●船方津	島崎	
潮来津	当知行 島崎	
富田津	亀岡	
●羽生船津	羽生	
大枝津	大丞	南部

*仕比定地未詳 *牛堀津の図 2 の比定地は要検討 〈出典:『南北 朝 遺 文 関東 編』第 5 巻3727 ~ 3730・3738号〉

れていったと考えられる。あり、香取内海下流域の領有権は、海上氏と鹿島氏によって共有さあり、香取内海下流域の領有権は、海上氏と鹿島氏によって共有さ国末期には石出津・笹川津そして小見川津まで拡大されていくので海上氏による香取内海の津々を介した海夫(海民)の支配は、戦

香取内海をめぐる戦国争乱

1 永禄期の政治的・軍事的状況

婚入りすることは考えづらい。 戦国時代末、永禄期の香取内海下流域の政治的・軍事的状況につ 戦国時代末、永禄期の香取内海下流域の政治的・軍事的状況につ が。なお、戦国時代の海上氏については石渡洋平の専論もあるが、 い。ただし、はじめに述べたように、千葉介昌胤の次男胤富が婿入 い。ただし、はじめに述べたように、千葉介昌胤の次男胤富が婿入 い。ただし、はじめに述べたように、千葉介昌胤の次男胤富が婿入 が、なお、戦国時代の海上氏については石渡洋平の専論もあるが、 い。なお、戦国時代末、永禄期の香取内海下流域の政治的・軍事的状況につ

のであり、胤富は海上千葉氏と呼ばれるにふさわしい。胤富に関する史料は、海上氏惣領であるとともに千葉介としてのもま「千葉介」となったと考えられる。したがって、戦国末期の千葉月のことであった。胤富は海上氏の惣領としての地位を保持したま去によって、千葉介の地位についたのは、弘治三年(「五五七)八去の海上胤富が、兄の千葉介利胤の跡を継いだ弟親胤の突然の死

千葉介利胤の時代から千葉介の居城は、

佐倉城

弟の千葉介親胤の時代にも繰り返されたとしている。という。黒田は、匝瑳郡などへの里見氏の侵攻は海路によるもので、への侵攻が行われるなど、香取内海の下総国側は戦乱状況にあった臼井城への攻略が実行され、安房の里見氏によって香取郡や匝瑳郡に移っており、利胤の時代には、臼井氏(利胤の弟胤寿が婿入り)の

周知のように、胤富が千葉介の家督を継いで三年後の永禄三年周知のように、胤富が千葉介の家督を継いで三年後の永禄三年周知のように、胤富が千葉介の家督を継いで三年後の永禄三年周知のように、胤富が千葉介の家督を継いで三年後の永禄三年

ぶものであった (図2参照)。 年三月には、 本拠地であった海上郡の中島城 侵入し、 月には、それに呼応した里見氏が外房から海路で香取内海下流域に が攻められている。里見氏による侵攻は、 小見川一 さらに黒田によれば、上杉軍が関東に侵攻した直後の永禄三年十 帯を占拠したという。さらに、同年十二月には、 「富田台」(木内荘内の富田とされる。香取市富田)に上陸して、 国分氏の本拠地の下総国大戸荘の矢作城 (銚子市中島)が攻撃され、 香取内海下流域全体に及 (香取市大崎) 翌永禄四 海上氏の

馬)を取り立て、香取郡域への支配を拡大していった。その後、正相根塚城(香取市大根塚)、米野井城(香取市米野井)、府馬城(香取市府る。結局、小見川城の奪還は失敗に終わり、逆に正木氏は小見川のが拠点とした小見川城に打ち入り、敵味方三○○余人が打死していこれに対して胤富は、翌永禄五年三月に、里見氏の重臣の正木氏

た状況を踏まえて、 た粟飯原氏が、 郡から撤退し、同年閏八月には、 族内での対立もあり、 本拠地の小見川城に復帰したという。以下、こうし同年閏八月には、正木氏の侵攻で常陸に没落してい 胤富関係の宮内文書と原文書を検討してみた 永禄九年七月には、 勝浦正木氏が香取

2 里見氏・正木氏の香取内海侵攻

流域に侵攻した房総の里見氏・正木氏との関係をよく示すものがあ 宮内文書のなかの永禄年間の史料には、 それが次の二通である 海上千葉氏と香取内海下

《史料A》千葉胤富判物写 (宮内文書) 号

(花押影

|々神妙致馳廻候付而、 分国中之中、 町 `役之事幷殿役· 村役之

(一五五九) 二年起

十二月十六日

宮内清右衛門尉殿

《史料B》 正木時茂判物写 (宮内文書三号

房州・上総・下総三ヶ国味方中、 商売不可 有相違、 若有横合者

一行者也、 仍如件、

禄三年極月十日

|内清 右衛門尉との

の 一年前の弘治三年(一五五七)に、 海上胤富は弟千葉

> 力商人であったことが明らかにされている。(※) 城中島城下の野尻宿 である宮内清右衛門尉については、滝川恒昭によって、 介親胤の死去によって千葉介の地位に付き、 (香取市岡飯田) から佐倉城に移したとされる。 (「海夫注文」の津。銚子市野尻) を拠点とする有 居所を香取郡の森山 また、 両文書の宛先 海上氏の居

いた。 この判物は商人宮内清右衛門尉に対する過書 もよく、 神妙に馳せ廻り致し候に付」 として下総国北部から香取内海下流域にかけての支配権を確保して 村役などの諸役を免除し、自由な商業活動を認めている。 て、これまでの活躍を理由に千葉氏領国内(分国) 《史料 A》 町役之事幷殿役・村役」を免除している。 永禄二年(一五五九)十二月までは、 の判物で胤富は、 いてであった。 宮内清右衛門尉に対して 胤富に属する商人とし 胤富は、海上千葉氏 (通行手形) といって その理由は、 での町役・殿役・ 分 つまり、 国 連々 中之

きものなり」)を手に入れていたわけである。 自由 商人宮内清右衛門尉は、 による過書のちょうど一年後には、 同様に商人宮内清右衛門尉宛に過書を発給している。 (安房)・上総・下総三か国の正木 (=里見) しかし、 (「商売相違あるべからず」・「若し横合あらば一行 翌年の十二月十日の 房総の正木氏からの過書を受け取り、 《史料B》では、 海上郡の野尻宿を本拠地とする 味方中においての商売の (保証の文言) なすべ 房総の正木時茂 つまり、

禁じた禁制を発給している。 勢が小見川を拠点に海上郡・香取郡に侵攻し、十二月二日には正木 時茂が香取 先述したように、永禄三年十月には、 社の新福寺(香取大禰宜家の氏寺)に、 つまり、 《史料B》 房総の里見方の正木氏の軍 の正木氏による過 自軍の濫妨狼藉を

したことを象徴する文書であった。 香取郡から海上郡にかけての香取内海下流域を正木氏が制圧

尻宿商人中宛に出している。 そして、正木氏は 《史料B》の四日後にも、 次のような判物を野

正木時茂判物写(宮内文書四号)

一月之中十五日、舟木・野尻之宿ニ可下、須賀筋より下、しぼ荷之事。(※チ=)・) 小屋へ可引之者也、 後日於城取之上者、

永禄三年極月十四日

野尻宿商人中

であった。いち早く、それらを押さえたというべきか。 通路、そして舟木宿と野尻宿の宮内氏を含む商人中をも掌握したの 正木氏は海上千葉氏に代わって、 人中(実際の宛先は、宮内清右衛門尉であろう)に命じたものであった。 を構えること)したら、 の拠点であった舟木・野尻宿に下させたうえで、後日、 ことにしたいが、この判物は須賀郷で生産された塩荷を海上千葉氏 海上郡須賀郷 (旭市) 城の根小屋に塩荷を引き移すように野尻宿商 での塩焼、塩生産については別に検討する 海上郡須賀郷での塩生産とその流 城取(城郭

千葉胤富書状が原文書に残されている。 同じ永禄三年前後のものと考えられる年欠十月二日 付けの

《史料D》千葉胤富書状(原文書七号)

昨日、 当陣下無替儀候、改子細候者、 常陸地江舟乗始、 段御感悦候、 誠以奇特之取扱候、 神妙之由、 就中、 重而舟勤仕、 何ニも能々可為申聞候、 自是可被仰出候 相稼候者共之書立、 各致岸上、 被御

> 之始ニ得勝利候間、 ニ、下知之義専一候、 於此上も、 謹言、 吉事追日可出来候、

ころ、 結局海上千葉氏側の敗北となり、この流域は正木氏の支配下に入っ 指示している。 ろうと悦び、 十日に常陸国側に軍船を出航させ、 たのであった。 の報告を受けた。「事の始めに勝利を得」たことで、吉事が続くだ 侵攻の緒戦時のものの可能性がある。胤富は、一昨日つまり九月三 (佐竹氏か) であろう。永禄三年十月の香取内海下流域での海戦は、 この書状は、永禄三年十月の房総の正木軍の香取内海下流域への 胤富の軍勢が常陸国側に岸上げし、敵兵を三人討ち取ったと 尚書きでは、当方の陣立ては当面はこのままでいくと 常陸国側の敵兵は正木軍及び与同する常陸の軍勢 今朝にも重ねて軍船を出したと

永禄七年香取内海の海戦

3

七・八年前後ものと推定される次の《史料E・F・G》 るが、その後に香取内海下流域の支配権を回復したらしく、 富が同流域で多数の軍船を徴発したことがわかる。 《史料E》 胤富は、二年後の永禄五年三月に小見川の奪還をはかるも敗退す 千葉胤富書状 (原文書一八号) からは、

てす、さしおかれへく候、 しせん舟之事、諸うらに十そうの内候ハヽ、(前略) 明日廿六日見せ申されへく候、 其ために候間、 少々むかひ郷に候ハせん十郎二誰なり共 まつ(一風波をた

くく、たん合候で、とかくよきやうに、そのちうさく専一候、うに、とりなししかるへく候、円城寺兵庫助・石毛内記と、よの舟をも、あち木の用なとと、のひ候とて、こなたへよひ候やん舟をも、線代

(後女

せて、明日の二十六日に確認させること。としておき、「せん(善)十郎」(内海の長か)に誰かを付き添わ①諸浦(あるいは津々)に十艘ほど船があるのなら、そのままそっ《史料E》の書状で、胤富は次の三点を家臣に命じている。

りなすこと。できたといって此方(下総国側の浦や津)に呼び集めるように取じ向郷(常陸国側の浦や津)にある船については、網代木の準備が

首尾よく行くように策略すること。
③このことは、家臣の円城寺兵庫助と石毛内記とよく談合して、

八月二十五日か。郷の船も呼び集めようとしていた。《史料E》の日付は、あるいは郷の船も呼び集めようとしていた。《史料E》の日付は、あるいはもし諸浦に十艘ほどあるならば、それを確保し、さらに常陸側の向これは明らかに、軍船を徴発するための準備である。船について、

《史料F》千葉胤富書状(原文書二一号)

(前欠

坡叩出矣、恐々堇言、坡叩出矣、恐々堇言、進叩出矣、恐ゃ葉言、進而可聞候者、必向へ舟を可引候間、不可有所詮候、目出度、追而可を被仰付候、とかくに御出之儀、いかにも隠密専一候、此趣風いたるまて、のこさすあけさせられへく候、検使二者、善十郎殊ニ御出候ハん三日前に、舟を悉ひかせられへく候、損候舟に

| 菊月廿三日 | 胤富 (花畑)||出候、恐々謹言、|

石毛大和守殿海上蔵人殿

は同一の海戦に向けての準備とみてよい。
《史料F》で、
胤富は出陣 (「御出」=自敬表現) の三日前に船を引く
《史料F》で、
胤富は出陣 (「御出」=自敬表現) の三日前に船を引く
《史料F》で、
胤富は出陣 (「御出」=自敬表現) の三日前に船を引く
の常陸国側に引き移しておくことなどを命じられていた「せん (著) 十郎」と同一人物の「善十郎」を任じている。そのうえで、出陣のことは隠密専一だと同一人物の「善十郎」を任じている。その検使役として、
といい、もし出陣の風聞がたった場合には、軍船は「向」
向郷のことは隠密専一だと同一の海戦に向けての準備とみてよい。

あった。

本氏側の軍勢との海戦の準備は整えられつつ力を残しており、正木氏側の軍勢との海戦の準備は整えられつつ切としての胤富は、内海の浦や津そして船、海民(海夫)への影響の侵攻を許していた海上千葉氏ではあったが、香取内海の領主の頭の侵攻を許していた。すでに本拠地の香取内海下流域への正木氏密裏に進められていた。すでに本拠地の香取内海下流域への正木氏を調が、

《史料G》千葉胤富判物(原文書一二号)

舟ひかせ申へき衆

本ちやうよりしもをは、

かしろの弓衆をくハへて、実城より小門衆、

もりとよりいしで・新宿まて、(乗戸) (石田) (田野) 田衆、日の内より舟木まて

大六てんくるわの衆、

(30)

В

九月廿三日 胤富(花押)大小ともにとらせ申へく候、 きたる廿七日ニ、舟ともを、

海上蔵人殿

石毛大和守殿

申へき衆」とあり、 な内容を記載したものである。《史料G》には、 出候ハん三日前に、舟を悉ひかせられへく候」とした命令の具体的 「引く」=徴集する分担を書き上げたものであった。 《史料G》 《史料F》と同年月日のものであり、 香取内海下流域の諸浦ごとに十艘ほどある船を 冒頭に 《史料F》で「御 略記すれば、 「舟ひかせ

[本城より下]→実城の小門衆と上代の弓衆 [堀の内より舟木まで]→西郭衆・飯田衆

[森戸より石出・新宿まで]→大六天郭衆

ということになる。

倉城にいたとされている。 の本城である森山城の城代 また、 《 史料 F ・ G 》 通説にしたがっておけば、「本城」は海上千葉氏の森山城であり、 堀の内」は海上氏の 「本城」と「堀の内」をどこに比定するか、 の宛先の海上蔵人と石毛大和守は海上千葉氏 「堀の内」(銚子市本城町付近)のこととなる。 (城将)であり、 差出人の千葉胤富は佐 難しいのであるが、

塩川・石出・今泉」の津が該当しよう(図2参照)。 近)までの諸浦の船を徴集したのであり、 そうだとすると、わかりやすい分担C: であった。 (銚子市森戸町付近)から石出・新宿 海夫注文に載る津としては、 その担当が森山城の「大 [森戸より石出・ (東庄町石出・新宿付 笹本・ 新宿ま

> も含めてよいか)の津が該当する。 木町付近) 「堀の内より舟木まで] までの浦の船であり、 海夫注文に載る津としては、 は、 担当は森山城内の西郭衆・ 「堀の内」 「垣根・野尻」(「飯沼荒野津」 から舟木 飯田

としては、 小門衆と上代(東庄町)の弓衆の担当であった。 Cの「石出・新宿」の手前までを意味しよう。 A: [本城より下] は、「本城」 = 森山城より下流域ということで、 「笹川」の津が該当する。 「実城」 海夫注文に載る津

なる。 艘ずつの軍船を徴集したとすると、その総数は九○艘ということに 何時行われたのかは、さらに検討が必要である。 かりに、 また、胤富が用意周到に軍船を準備した香取内海での海戦が 海夫注文に載る飯沼荒野津から笹川津までの九津から十

見方)の正木軍と対峙しており、 とすれば、 F・G》の千葉胤富の書状や判物が、この時の海戦に関するものだ 城は香取内海地域に属するわけで、 市)・同臼井城 (佐倉市) を攻撃しているが、このうち小田城と臼井 上杉輝虎(謙信)が常陸国小田城(つくば市)や下総国小金城 いってよかろう。北条方の千葉胤富は、香取内海において上杉方 (里 (勝浦正木氏) は、同年七月には、香取郡から撤退している。 これまでの研究によると、 前年の永禄八年か同七年のものということになる。 永禄九年(一五六六)二~三月には、 正木時茂のあとを継いだ正木時忠 臼井城の場合は、 《史料E・

E・F・G》を「永禄九年~十一年か」としている。 七号)の宛先は「石毛大和守殿」とあるが、 しかし、『千葉県史料 (永禄八年) 初夏朔日 中世編 (四月一日) 諸家文書補遺』の編者は、 付け千葉胤富書状 同年七月二十日付け千 原文書のなか 《史料

ものであり、 ま「石毛大和守」とある文書は、 文書である可能性が高いことになる。 毛大和守」とあるので、 とすることができよう。そうだとすると《史料F・G》の宛先は「石 同年七月二十日の間に出家しているわけで、 葉胤富判物 編者がいうように、 (原文書一号) の宛先は「石毛大和入道殿」 《史料E》もその前後、 石毛大和守 ともに前年の永禄七年九月二十三日付けの 永禄八年四月から七月以前の文書 (定幹) は永禄八年四月二日 あるいは同年八月二十五日の 原文書の宛先にそのま であった。 こから

と名付けておく。ものと考えられる。かりに、この海戦を「永禄七年香取内海の海戦」ものと考えられる。かりに、この海戦を「永禄七年香取内海の海戦した九○艘ほど確保した千葉胤富の海軍は、正木氏側の軍勢と海戦した永禄七年九月末には、香取内海下流域において軍船を少なくとも

書としてよい。 き永禄七年香取内海の海戦に関連する文をして、次の《史料H》も永禄七年香取内海の海戦に関連する文

《史料日》千葉胤富条書(原文書一六号)

.

(三力条略)

(4)

(5)

一か条略)

以上、

十二月廿三日 (花押)

海上蔵人殿

石毛大和守殿

唆している。そして「下より入□せ候舟ども」とは、《史料G》 であろう。 申べき事」と指示している。 下より入□せ候舟とも、ことごとく元々の主の方へ、 ものと考えられる。千葉胤富は、 へ返却することが命じられている。 森山城の郭衆などが徴発した香取内海下流域の津々浦々の船のこと の主戦場が、 《史料日》 徴用された軍船はそのすべてが元の持ち主(津や海夫) は、 勝浦正木氏が拠点とした小見川周辺にあったことを示 右の永禄七年香取内海の海戦の戦後処理に関わる 「小見川其外」とあるのは、この海戦 第四か条目で「一、小見川其外へ、 確かに渡させ

の徘徊 告をする手はずであるが)としたうえで、 とある。 へ手切れをして、 への出入りは禁止すると定めたのでよく心得ること、②宮内太輔方 太輔 (に) いるので、 そして、 (通行、活動) 届けて常州へ移った者は、今後「三庄」(三崎荘→海上郡) 「ことハり(断り)におよび候ごとくハ」(事情の説明・通 第五か条目には、 下総国で別の旦那などを取った者は、 は許されるが、三崎荘への出入りは止めること (常陸国側の) 鹿島では戦乱は収まっ ①(戦乱に当たって) 下総国内で 海上宮内

在であったと考えられる。その海上宮内大輔に届けて、常陸国に移惣領でもある胤富が三崎荘(「海上郡」)の支配権を委ねた代官的存「海上宮内太輔」について、子細な検証はできないが、海上氏の

宮内清右衛門尉のような香取内海下流域、 あったと考えられる。 しての立場を使い分けた、 は保証したのである。 下総国内で別の旦那を取った商人の三崎荘 出入りを禁止されたのであった。 商人の行動を意味しよう。 (代官) 手切れをして下総国内で別の旦那を取るというのは、 海上宮内大輔に従わなかった商人は、 それは、 胤富による領国内の商人統制の一環で 戦乱において、三崎荘 海上千葉氏としての立場と千葉介と 他方で、千葉介としての胤富は、 海上郡の野尻宿や高田宿 (海上郡) 以後、 以外での活動 (海上郡) 三崎荘への 先の の領

することによって、 頭領であり、他方で、 る船を強制的に徴集し、 このようにして、 海上千葉氏は香取内海下流域の津々浦々に属す 香取内海の交流・流通を支配しつつある存在で 香取内海下流域の宿などに属する商人を統制 軍船に仕立てて、 海戦に及ぶ内海の領主の

内海の領主と商船の活動

氏としての胤富は、 原大炊助に出している 賀郷での塩荷役に関する指示を森山城代 上中務少輔と石毛大和守に対して森山城下の武士に本領を返付する その後、 復したのであった。 指示している 胤富は、 (原文書一七号)。 さらに同年七月には、 香取内海下流域から香取郡・海上郡の支配権を 永禄八年四月には、 (原文書一号)。 永禄八年までには、 森山城の城代 (城将) の石毛大和入道と (城将) 海上郡須 海上千葉 0) 海

先述のように、 翌永禄九年三月、 上杉輝虎が下総国臼井城を攻撃

> ている。 するが敗退。 同年閏八月には、 粟飯原氏が本拠の小見川城に復帰

L

を伝えるのが、 こうした状況を経て、 次の宮内文書である。 鬼怒川 =香取内海の地域世界の新たな展開

(宮内文書五号

仍如件、 実城役之儀申上候、 御知行之内

不可

六月二日

宮内清右衛門尉殿

役のために民間から差し出す船)とすることを求めたものである。 の野尻宿を本貫とする商人宮内清右衛門尉が所持する「下総小南 の簗田持助が、 支援で関宿城(野田市)を拠点に北条氏と交戦していたという。 した足利義氏を古河公方と認めず、里見氏や上杉輝虎・佐竹義重 簗田持助(同名の高祖父とは別人) (東庄町) 差出人の簗田氏は、古河公方足利氏の家臣であったが、 より乗船一艘」を、「実城役」 永禄十三年 (一五七〇) に香取内海下流域、 は、 父晴助とともに北条氏が擁立 (実城は本城のこと) の役船 当該期 海上郡 そ

の宮内氏の所持船 流域を「御知行之内」 流域にかけての支配権を海上千葉氏から奪い取り、)と考えられる。

(※)
を簗田氏の役船とすることで、 つまり《史料Ⅰ》は、 (商船) : 簗田領とし、 簗田持助が関宿城から鬼怒川=香取内海下 を役船としたことを意味していた。この 水上交通を掌握しようとしたも 海上の有力商人宮内氏の船(商 海上の有力商人

ちなみに、 関宿城は天正三 年 (一五七四) に陥落し、 助 以は支城

に出仕し、 0) 水海城 (古河市) に追放されるが、 筆頭重臣となる 後に古河公方の足利義氏の許

さらに、 帰「城 も候者、千疋之知行其方・同弥八郎代迄も不可有相違「常国矢作隊」 自来秋いく久しく百疋ツ、可進候、 其上万一於当地津賀、 自来秋いく久しく百疋ツ、可進候、 其上万一 国分胤政朱印状写 次の史料は、下総の国分氏に関わるものである (『戦国遺文 房総編』三巻一六六四号) 一筆如件、

藤枝五郎右衛門殿

が没落先の津賀で発給したものであった。 あったことによる。《史料」》の朱印状は、 島郡津賀 められ、さらに天正六年三月には正木氏に攻められて、常陸国の鹿 差出 天正四年(一五七六)三月~八月、里見氏に居城の矢作城を攻 人の国 (鹿嶋市津賀) に逃れていた。 胤政の妻が鹿島治時の娘で |分胤政は、千葉氏一族で下総国大戸荘を支配していた 天正六年十一月に胤政

<u>Fi</u>. 常陸遺文四_ 津の商人を配下におこうとしたのは、 は鹿島大船津の商人 したら、千疋分の知行分を与えるので、 郎の代まで、来秋より百疋を給与する。もし下総国の矢作城に帰城 みではなく、 国分胤政は、津賀において、宛先の藤枝五郎右衛門と子息の弥八 の注記に 別心あるべからず」ということを求めている。この文書は、 姻族の鹿島氏も同様に内海の領主であった。 所収のものであり、 「鹿島大船津藤枝五郎右衛門所蔵」とあり、 香取内海の領主であったからであり、 (後述) であったと考えられる。国分氏が大船 編者の色川三中(一八〇一~一八五 国分氏も下総国大戸荘の支配 「その外何事においても、 彼らは姻族関係に 先述したよう 藤枝父子 続続 争

> 氏の矢作城かもしれない。 浦の糠 (額) を発給した後に矢作城に帰城できたことになる。 もよりながら、 ちなみに、 賀津の領主) 翌天正七年(一五七九)六月、額賀丹後守(額賀氏は、 香取内海を支配していたものと考えられる。 が下総国に滞在しているが、 そうだとすると国分胤政は、 滞在先は国 《史料丁》 北 分

《史料 K》 次にあげる宮内文書の一通は、 額賀幹勝判物写 《史料丁》 に関連するものである。

勿論、 藤枝弥八郎船之事、 小見河衆御挽与□□横合(小見川・電車・)(愛え方也) | 一個合(小八郎船之事、額賀長門守判(物で)を対け、例ので) | 一個合(地方) | 一個合(地方) | 一個合(地方) | 一個合(地方) | 一個合 __横合不可有之候、 船二 而候、 当 「領衆之事者 為後日用

筆 候、 以上、

霜月十日

額賀長門守 幹勝

滕枝弥八郎殿

考証(注記)が付されている。 料」所収のものであるが、 宮内文書は、 宮本茶村(元球、一七九三~一八六二)による「常陸誌 《史料K》の茶村の写には、茶村による

は)と…my にいっぽ 御代官吉田佐太郎ハ匝瑳海上まての政務を行ひたる事、 るハ舟の事を横合なき為に小見川より伝へしにや、 政流落之後の文書あり、 より慶長四年迄義久鹿島を領せし時の物なるへし、 額賀長門守幹勝ハ元鹿島氏の老臣にて、 ハ鹿島大船津の人にて、親を五郎右衛門と云ふ、其家ニ国分胤 の検注帳にみゆ 鹿島護摩堂棟札ニ義久の臣を連書せり、 父子の名を連書せり、 佐竹東中務少輔義久に 今此書の意義た 此書天正十九年 当時小見川 藤枝弥八郎

この注記によれば、差出人の額賀長門守幹勝はもと鹿島氏 佐竹東中務少輔義久の家臣として、 鹿島護摩堂の棟札にその名 の老臣

で、

ている。

でいる。

でいる。

でいる。

でいる。

でいる。

でいる。

でいる。

でいる。

での文書であろうとする。

そして、「藤枝弥八郎ハ鹿島大船津の人での文書であろうとする。

そして、「藤枝弥八郎ハ鹿島大船津の人が鹿島を領した天正十九年(一五九二)から慶長四年(一五九九)まが豊かれているという。

そのことから、《史料K》は、佐竹東義久

あれば、 みることができる。 通行を保証したものである。 八郎船に与えた過書であった。 額賀氏の一族であろう。その額賀幹勝が大船津の商人藤枝弥八郎の 配した文禄期前後のもので、 実質的な支配権は、 茶村の考証にしたがえば、 (商船) 鹿島郡額賀(「海夫注文」の津としては「糠賀」)を名字の地とした も横合いをしてはならないとしたもので、いわゆる藤枝弥 鹿島領の商人衆)はもちろん下総国側の「小見河衆」 は私の「判物船」であるので、 内海の領主たる額賀氏などが留保していたと 佐竹氏の支配下に入っても、 《史料K》 佐竹氏の家臣となっていた額賀幹勝 過書は、香取内海下流域での自由な は、 一当領衆」 佐竹東義久が鹿島を支 (当領が鹿島領で 香取内海 (小見川

見川へ伝へしもの」とするべきであった。 より伝へしにや」 なみに、 衆」に属しており、 が宮内文書として伝来したのは、 こうした鹿島郡の額賀氏が藤枝弥八郎の商船に与えた過書の写し 茶村は、 の代表の宮内氏に提示したものであったからであろう。 この文書の意義を「舟の事を横合なき為に小見川 としているが、 藤枝弥八郎の商船が小見川に入港した際に、 それは 下総国側の商人宮内氏は 「舟の事を横合なき為に小 十六世紀末の香取内海下 「小見河 小小 ち

> めに過書が必要であったのである。 点とした「小見河(商人)衆」との軋轢も想定されていた。そのた流域には、北浦の鹿島領商人衆に属する商船が通行し、小見川を拠

あった。 え39 戦国時代の鬼怒川=香取内海地域には、 によって成立する近世利根川水運=内川廻しの前提となるもので ものと考えられる。 拵えた「御舟」(宮内文書七号)、 商人(鹿島領商人衆や小見河商人衆) 《史料Ⅰ》 での宮内清右衛門尉の商船、 こうした状況は、 そして「塩舟」(原文書一号)も含めて、 が所持した商船も行き交っていた 近世初頭の利根川の東遷事業 多数の海夫船とともに有 やはり宮内清 右 衛門

おわりに

海民の支配に継承されたのであった。した戦国末期の千葉胤富関係史料にみられる香取内海下流域の船や者)による津々を介した「海夫」に対する支配権が、第二章で検証者一章三節で述べた海上氏や鹿島氏(およびその配下にある庶子や従

もちろん、 をめぐる北条方の海上千葉氏と里見氏・正木氏 七〇艘ということになる。こうした海夫船は、 の海夫船が所属していたとすると、香取内海に存在した海夫船は七 七津が確認される。 える下総国側の津は二四津、 室町時代の香取内海では、 との 合戦において、 海夫(海民)も兵士や水主などとして動員されたであろ かりに 軍船として徴発され、 《史料E》に記載された 常陸国側の津が五三津で、 応安七年 (一三七四) 戦国末期の香取内海 海戦に投 (あるいは上杉氏や佐 0) 一諸浦に十艘 海夫注文にみ 合わせて七

う。

海夫船、 は 氏・鹿島氏・額賀氏・簗田氏など) 玉 役船として支配下におこうとしていた。 香取内海の津々を支配下においた内海の領主たち |側の大船津の藤枝氏などの商人が所持する商船が通行しており、 また、 鬼怒川=香取内海地域の流通をめぐる争乱であった。 香取内海の支配権をめぐるもので、 戦国 商船と商船を所持した商人衆を獲得するための争いであ 「末期の香取内海には、 は商船に過書を発給して保護したり、 下総国側の海上の宮内氏や常陸 香取内海の海夫 当該地域での戦国の争乱 (海上千葉氏・国分 (海民) Þ

註

- (1)鈴木哲雄『中世関東の内海世界』(岩田書院、二○二三年所収) (1)鈴木哲雄『中世の香取内海の内海の地域世界」(地方史研究協議会編『海など。同「鬼怒川=香取内海の地域世界」(地方史研究協議会編『海 「中世の香取内海世界」(岩田書院、二○○五年)の第Ⅱ
- (岩波書店、一九八四年)(岩波書店、一九八四年)、同『日本中世の非農業民と天皇』タースクール出版部、一九八三年)、同『日本中世の非農業民と天皇』(2)網野善彦「海民の社会と歴史(二)」(『社会史研究』二号、日本エディ
- 3 校倉書房、 佐藤博信 田英世 と種徳寺」 二〇一三年。 中 「常総地域史の展開と構造」 一九九九年) -世鹿島社と大船津 (『千葉史学』五五号、 初出 は、 |○ | ○年)、 中世鹿島社の大船津 二〇〇九年)。 (『千葉県立大利根博物館調査研究 横田光雄 同 『中世東国の権力と構造』 同 .様の視点 「戦国期 (津宮) を霞ヶ の小見 **灬から、**

「芥又N芽、託戈」 こよ、「 窓目毎 二路:客画引浦・利根川下流地域の水運史に位置付けている。

4

- 流)としておく(図2参照)。れた流域(現在の利根川下流域、香取市あるいは潮来市・鹿嶋市から下れた流域(現在の利根川下流域、香取市あるいは潮来市・鹿嶋市から下「香取内海下流域」とは、下総国海上郡と常陸国鹿島郡に挟ま
- 5 あり、 なお、 外山信司「「原文書」と戦国期の海上氏について」 居し、 **掾清幹」(常陸大掾家の養子なったものであろう) などがいた。** 胤富は粟飯原胤次の妹がうんだ「海上山城守」の娘に婿入り 千葉胤富に関する基本文献には、 世 城に居す」とある と注記されている。 ける下総千葉氏」 したわけで、 によれば、 「千葉大系図」では、 .東国史の総合的研究』 「後海上山城守・府中大掾清幹・千葉介胤富妻…等母也 初出一九七〇年)がある。 千葉介胤富佐倉城に移るの後、森山城を賜う」 栗飯原胤次の後継者光胤は、 光胤の後継者俊胤は、 粟飯原胤次の妹に 義兄弟には二代目の「海上山城守」や「府中大 同 「海上山城守」は二代にわたる官途であり 栗飯原胤次について「下総国小見川城に 『中世房総の政治と文化』吉川弘文館 (研究報告書) 小笠原も触れるが、 千葉介邦胤の次男で「東庄森山 「海上山城守妻」とあり、 千葉大学大学院、 小笠原長和 「実は北条氏康の九男」 「戦国末期にお 一千葉大系図 (佐藤博信編 とある。 一九八五 さら また 年)。 中
- 6 滝川恒昭 箇所に 葉県の歴史 『中世東国の地域権力と社会』 「宮内文書一号」などと略記する。 「常総誌料」 「戦国期房総における流通商人の存在形態」 資料編 所収宮内文書」。 中世 5] 補遺 岩田書院、 引用にあたっては、 (県外文書1) 一九九六年所収)。 所収 (千葉歴史 干

7 外山信司 文書一号」などと略記する。 物館所蔵文書 『千葉県史料 ついて」(『千葉市立郷土博物館研究紀要』二六号、二〇二〇年) 二〇一五年所収。 「「原文書」に見る森山城」 [原文書]」。引用にあたっては、 中世編 諸家文書補遺』 初出 一九九二年)、 (石橋一展編『下総千葉氏』 所収 同 「千葉胤富条書 「千葉市立郷土博 該当箇所に など。 原 戎

13

 $\widehat{12}$

- 8 領下総国三崎荘について」(『千葉県の歴史』 世房総の政治と文化』所収。 鎌倉時代から室町時代の海上氏については、 九三年)など参照 育会編『千葉県海上郡誌』 (国書刊行会、一九八一年) 小笠原長和 同「下総円福寺と守護、 「下総三崎荘の古寺と海上千葉氏」 。初出一九六九年)、篠崎四郎編 の第三章 (同会、 国人」(『国史学』一五一号、 一九一七年) 中世」、 四二・四三号、 横田光雄「九条家 の第一 千葉県海上 二章 『銚子市史』 (前掲 一九九 第 蔀 一九 市 教
- (9) 『銚子市史』は、居城を同郡舟木郷中島城とする (一二〇頁)
- 庄」・「同加納横根」の次に「同加納須賀三郷」とある。(1)『鎌倉遺文』 第二巻九六〇号(下総香取旧大禰宜家文書)。「三崎
- 11 三崎荘 にふれたように、 らい三崎荘=海上荘 片岡常春の所領が「三崎庄、 葉県の地名』 みさきのしょう であり、 (海上荘) については、 の「三崎庄・海上庄」 舟木は荘外の舟木郷であったものであろう。 千葉氏系の海上行胤は、 三崎荘」 (海上郡) 同じく教胤は「横根郷主」とあった。 および 『角川日本地名大辞典12 舟木、 ではなく、 参照。 横根 『日本歴史地名大系12 横根郷は三崎荘の加 「千葉大系図」 『吾妻鏡』において とあるのは、 ほん 千

- 内海の歴史風景」(初出一九九四年)鈴木哲雄『中世関東の内海世界』(前掲)第Ⅱ部第四章「香取
- 氏系譜」なども収録されている。 物館研究報告―人文科学』六号、一九九三年)。この論考には「木内物館研究報告―人文科学』六号、一九九三年)。この論考には「木内本村修「東部常総国境地域の木内氏関係史料」(『千葉県立中央博

14

- 五年。 坪井良平 木村修 村井章介「渡来僧の世紀」 が載せられている。 長勝寺鐘」。 出版会、二〇一三年) 初出 「東部常総国境地域の木内氏関係史料」 『日本古鐘銘集成』 一九九二年) 右の木村論考に、 の第Ⅱ部の諸論考など参照 なお、 や同 清拙正澄などの渡来僧につい (同『東アジア往還』朝日新聞社、 『日本中世の異文化接触』 (角川書店、 木村による現物との校合の成果 九七二 年 (前掲) 0) (東京大学 は、
- 15 ろう。 葉大系図」にはもう一人、木内胤朝の子行胤の孫に 長」(「下総五郎」)に比定する説 れており、 年 (一三三三) 五月廿二日、 がいる。この「胤長」は、 名』の「長勝寺」の項)を紹介しているが、年代が合わない。 内胤長を「千葉大系図」に載る東胤頼の孫(木内胤朝の子) 年代的にはこの 「同(下総)十郎」 鎌倉合戦於葛西谷討死」と注記さ 「胤長」を道暁に比定すべきであ (『日本歴史地名大系8 茨城県の地 あるいは 0) 千
- 『茨城県史料 中世Ⅱ』所収「根本寺文書」。

16

- (17) 横田光雄「戦国期の小見川と種徳寺」(前場
- (18) 『茨城県の地名』 (前掲) の「根本寺」の項。

- を示しているが、さらに検討が必要であろう。うに考えるか、村石は「買得即時寄進型売寄進」という理解
- 20 ている。 滝氏・大掾氏や鹿島社当禰宜中臣氏との婚姻・入嗣関係や軍 取内海の下総国側の東氏や国分氏と、 本」を兼ねる存在とみている。 分氏の結びつきについては、 '的連携についても、 !の領主であった。 木内氏関係史料」(前掲)や横田の議論を受けて、 |域史の展開と構造| 田光雄 5」(吉川弘文館、一九九〇年)が指摘していた。 なお鹿島神宮の当禰宜と東氏、 「戦国期の小見川と種徳寺」(前掲)。 戦国時代における小見川の粟飯原氏、 横田や佐藤が関係系図などから詳述し (前掲) は、 村井章介「鹿島社領」 当然、 木村修 常陸国側の鹿島氏・木 常陸国側の鹿島氏も内 同じく総大行事と国 「東部常総国 佐藤博信 木内氏を (『講座日本 |境地域 常常 「蔵 香 総

30

- 取文書と中世の東国』同成社、二〇〇九年。初出二〇〇四年)参照。夫注文」については、鈴木哲雄「海夫注文の史料的性格」(同『香夫注文の史料的性格」(同『香本子主文の史料的性格」(同『香本子主文の史料の地域世界」(前掲)。なお、「海
- (2) 『南北朝遺文 関東編』第五巻三七二三号 (下総香取大禰宜家文書)
- (3) 同右三七三七号(下総香取大禰宜家文書
- (24) 同右三七二七号(下総香取大禰宜家文書)
- 文化スポーツ振興事業団、一九九二年)第三章参照。 内氏)との関係については、飛田英世『鹿島中世回廊』(鹿島町(25)「鹿島治乱記」にみえる鹿島氏と千葉氏や千葉氏一族(東氏・木

34

 $\widehat{26}$ 世 囲 ・総千葉氏の領国支配」。 「記録典籍」 『戦国の房総と北条氏』 及び なお、 『千葉県の歴史 『千葉県の歴史 (岩田書院、二〇〇八年) 別編 資料編 年表』 第 中 章

石渡洋平「戦国

- 二〇一四年)。 (27) 石渡洋平「戦国期下総海上氏の展開と動向」(『駒沢史学』八三号、
- 外山信司「「原文書」と戦国期の海上氏について」(前掲
- が詳しく論じている。関係については、佐藤博信「常総地域史の展開と構造」(前掲)室町・戦国時代の南常陸と東下総の領主層の政治的・軍事的

 $\widehat{29}$ $\widehat{28}$

- 得る。 外山信司 氏政、里見義弘・太田三楽と国府台に合戦す。胤富進発し、 発し悉く里見の勢を討ち、 関宿を攻める。 兵を率いて臼井に襲来す。胤富出張突戦し、 く之を討つ。同九年 (一五六六) 三月、 佐竹の勢に向かわしむ。 信玄氏康と対陣す。 て之を敗る。 「千葉大系図」の胤富の注記には、 同時臼井・小弓両城、 「「原文書」に見る森山城」 同三月、 同四年謙信小田原合戦、 胤富出馬し、四月に及び帰陣す。」とある 謙信臼井城を攻める。 同七年 (一五六四) 攻めて両城を取る。 里見義弘のために城陥 永禄 (前掲) また謙信・結城晴朝多 胤富援兵を出 年 敵敗退。 正月、 胤富対陣し、 (一五五九)、 又多兵をして 北条氏康 同十二年、 し勝を
- (32)滝川恒昭「戦国期房総における流通商人の存在形態」(前掲)(31)外山信司 「原文書」に見る森山城」(前掲)
- (3)『戦国遺文 房総編』第二巻一〇二四号(香取新福寺文書)
- 『千葉県史料 出家し、 その根拠は差出人の千葉胤富の花押形の微細 石毛定幹は永禄八年四月二 が出家後の永禄十一年九月までには還俗したとしてい 出家以前が 中世編 諸家文書補遺』 「大和守」 一日から同年七月 で、 の編者は、 出家後が 一大和入道 石毛大和守 な変化にあ 十日 の間

を位置付けてみた。先学のご批判をたまわりたい。 かったのではないかとの推定で「永禄七年香取内海の ものであろうが、 ろん、右編者の年代推定は、花押形以外にも各文書の内容と と称したことで矛盾はないのではないかと考えてみた。もち 「該期の政治的・ 軍事的状況なども十分に踏まえたうえでの 一つの仮説として石毛大和入道は還俗しな 海戦

35 衛」としている。 国遺文 房総編』 開と動向」(前掲) きこととしている。 外山信司「「千葉胤富条書」について」(前掲)は、 た海上宮内大輔と下総の海上蔵人との対立を前提に理解すべ 、衛」と読むべきとするが、「太 (大) 中世編 諸家文書補遺』 は、「海上宮内太輔」 第二巻一二五四号も石渡と同様に「宮内兵 なお、 石渡洋平 の釈文にしたがった。なお、 「戦国期下総海上氏の展 輔」と読む 「宮内太輔」を「宮内 常陸に移 『千葉県史 つ

36 小笠原長和 ○○一年。初出一九九五年)が詳しく論じている。また、早くには、 大水系と伝馬・宿」 の河川交通の具体像については、 簗田氏による関宿支配と関宿から佐倉までの「常陸川水系 『中世房総の政治と文化』所収。初出一九八〇年)があった。 「東国史の舞台としての利根川・常陸川水脈」 (同『戦国期の徳政と地域社会』吉川弘文館、二 阿部浩一 「戦国期関東の二

37 38 http://www.tcs-net.ne.jp/~hamataku/komonjyo.html(WEB濱宅 ただいた。ホームページ開設者に御礼申しあげる。 「宮本茶村考証古文書」)に掲載された写真より釈文させて 佐藤博信 「常総地域史の展開と構造」(前掲)

|鹿島の額賀幹勝が大船津の藤枝氏の商船を

用船と認めたものとしてい

鈴木哲雄 「鬼怒川=香取内海の地域世界」

39

受理日 二〇二二年一一月二日 |〇二二||年九月二||〇日